

注射器を自動販売機で買える

——ドイツ麻薬対策事情——

藤 内 和 公

ドイツでは現在連邦平均で8%の失業率を抱え、経済合理性を無視した性急すぎた再統一のツケが回ってきて、当分はなお経済的困難が続くであろう。失業問題は同時に犯罪や麻薬(Drogen)問題という社会問題を引き起こし易い。ドイツの一部の州では麻薬患者が増える中で従来とは異なった麻薬政策を採用しつつある。一九九〇年から二年間北ドイツのブレーメン市で生活したときの見聞をもとにその動向の一端を紹介したい。

〈麻薬患者の多いブレーメン〉 かつて一九六〇年代に産業の中心であった重化学工業から産業構造の転換をできないまま、ブレーメン州では一貫して連邦平均を上回る一五%前後の失業率を抱える。かつて、〇数企業あつた造船所は今や一企業のみである。このような大量の失業はアルコール中毒患者や麻薬患者などを増やす土壌となる。

ブレーメン中央駅前広場には一日中いつでもアル中患者がたむろしているし、市内のシュタイントール(石の門)地域には歩道に陶酔気分の患者が寝そべっている。シュタイントールのこの光景は週刊誌の写真でも見かけることがあつた。それほど全国的に有名である。ある女性の知人はその歩道を歩く度に路上に寝そべる浮浪者を見るとつい早足で歩き去る、歩いてい

て緊張から肩に力が入ると語っていた。今ではブレーメン市では軽い麻薬や注射器を薬局や自動販売機で購入できるようになったが、かつてシュタイントール地域周辺では、例えば児童公園の砂場に使い捨ての注射針が埋められていて、そこで遊んでいた児童の指に針が突き刺さるという事故が発生したことがある。周辺に住む親にとっては気がかりなことである。また、麻薬常習者が多ければ、当然それによる死亡者も多いことになる。こうした現象は程度の差はあれドイツ全域に見られるものではないが、失業率の高いブレーメン州ではそれが顕著である。

日本では麻薬といえば大麻が中心だったが、ドイツではヘロイン、コカインという毒性の強い麻薬が現在問題となっており、大麻患者はドイツ全国で二〇〇万人以上いるがそれは毒性が弱いこと、患者数が多すぎることから使用自体は取り締まり対象から外されている。それでも大麻の密輸は一回の取引で一トンなどと取扱い規模が大きいために密輸は取り締まりの対象になっている。

ドイツで現在麻薬取り締まり対象の中心となっているのは、ヘロインである。それは、その使用が死亡を引き起こす危険性が高いこと、この患者にはエイズ感染度が高いことによる。へ

ロイン患者のうちエイズ患者の比率はブレーメン州で二〇%、フランクフルト市で二三%、ハンブルク州で四・五%、ベルリン州で三六%。ベルリンでは服役中の麻薬患者の六割がエイズ患者である。なお、ヘロインは一回八分の一グラムの投与で三―四時間の効果があり、グラム当たりブレインで一〇〇―一五〇マルク（九三年秋現在、一マルク＝六五円）で取り引きされるところから常習者はそのために一日当たり一〇〇数十マルクの支出を必要とする。その資金調達のために窃盗（例、夜間に駐車自動車から値打ちのある部品を盗む）などの犯罪や売春が横行することとなる。常習患者は三分の二が男性で、社会階層としては特定されずばらつきがあり、年令的には二〇歳代が多い。なぜならば、常習者は二〇歳までには死亡してしまうか、さもなければ自分の判断で立ち直るからである。常習者になる契機は青少年では度胸試しとしてやってみて、それがやみつきのなるケースが多いという。

〈麻薬患者増加の背景〉 ドイツを含めてヨーロッパに麻薬流入が増えてきた原因は、以前主に密輸していた対象のアメリカで国内では警察の取り締まりが厳しくなり、密輸元である中南米にアメリカは軍隊まで派遣して製造元を取り締まるという強硬措置を取ったために、麻薬流通業者が販売市場を80年代半ばからヨーロッパに移したという事情がある。したがって今日の麻薬問題はドイツ一国に限ったことではない。それでもヨーロッパのなかではドイツが販売と収益貯蓄の一つの拠点とされ、ニュース雑誌シュピーゲルによれば麻薬カルテルは秘密裡にドイツ企業に相当な金額をすでに投資し、犯罪者シンジケートが

ジーマンス、BMWなどの巨大企業の株主になっている。また、南アメリカのコカイン・カルテルはほとんどすべてのドイツの主要銀行に口座を隠し持っているといえられる。

ドイツのなかでもブレーメン州では失業率の高さに加えて港に近く容易に密輸されるという「地の利」があった。州内のブレーマーハーフェン市の港はヨーロッパではロッテルダム港に次いで多くの海洋取引を行っている。またそのことを誇りとして大規模な航海博物館を持つ。

密輸ルートはブレーメン州ではクルド人が、フランクフルト市ではユーゴスラビア人が取りしきっているとのことである。

このような背景のもとで浮上してきた麻薬問題に対して、エイズ問題との絡みが行政側の麻薬政策見直しを求めた。すなわちエイズ問題登場以前には麻薬対策はほかの国と同様の取り締まりであった。しかし、エイズ問題が登場し現在なおそれへの有効予防策がない。そしてこれまでは注射器が入手しにくかったためそれがたらい回しされエイズ感染が増幅されたという経緯がある。

〈市民運動の展開〉 このような状況の中で、犯罪防止を課題の一つとした学生運動をブレーメン大学で経験したグループが市民運動として麻薬政策を転換させる運動を始めた。彼らはブレーメン州当局に対して麻薬患者が麻薬を所持するだけで犯罪扱いされるという従来の麻薬政策を転換して、患者の脱犯罪化（Entkriminalisierung）、更正、健康回復のために幾つかの麻薬につき所持自体は犯罪としないようにすることを求めたが相手とされなかった。そこで彼らは一九八七年からブレーメンを拠

点に、注射器のタライ回しによるエイズ感染を予防するためにドイツで初めて当局の許可なしに注射器販売を始めた。この運動形態は当時オランダやデンマークでは弱い麻薬が市販されていたことにヒントを得たものであった。彼らの無許可販売という戦術は当時は違法なものであったが、その行動がマスコミで好意的に取り上げられ、緑の党などの支持を受けたことから起訴されずに済んだ。同時にこの過程でブレーメン州議会では、市民運動と連携を持っていた野党の緑の党が社会民主党（以下、社民党）首班の州政府に政策見直しの働きかけを行った。その後、行政当局から麻薬政策に当たっての参考とすべく意見聴取されるようになり運動は次第に市民権を得てきた。このように市民運動は必ずしも広く市民に訴えて地道に世論を変えていくというスタイルではなく、マスコミに取り上げられるようなハデな行動に訴えたものであったが、それが比較的短期間に行行政策の見直しという成果を挙げることができた背景には、ブレーメン州が人口六〇数万人（五〇数万のブレーメン市、一〇万のブレーマーハーフェン市の二市から成る）という連邦最小の州であり市民運動が働きかけるべき人口規模が少なかったこと、緑の党という常に市民運動と係わりを持つ政党が一定の議席を持つことにより現在のドイツでは市民運動が州政府に働きかける政治的パイプを持っていること、社民党の州政府が市民の声に耳を傾ける基本姿勢を持っており、かつ当時のエイズ感染の深刻さおよび麻薬患者死亡者数の多さから何らかの有効な政策を模索していたという事情がある。

ブレーメン州保健省は一九八八年から麻薬政策を転換し、麻

薬による死亡者を減らすことに政策力点を置き、そのために八九年からは毒性の弱いボラメドンという合成化学物質を販売することに踏み切った。これも毒性は持つことから大量に服用すれば死亡する。そこで医師の診断のもとに各患者の許容量以内で使用を許すこととした。ボラメドンは一回の投与で二六時間の効果がある服用剤で、七マルクの経費であり、最近では購入に医療保険が適用されるようになった。このボラメドン服用により実際に麻薬患者がめざましく健康を回復した事例が報告されている。その結果、一九九一年一〇月より連邦所管庁から連邦規模でボラメドンの販売を許可する旨の行政指示が出された。ただし、これは直ちに弱い麻薬の市販を容認しているわけではない。このような展開の中でブレーメン州では弱い麻薬は薬局で、注射器は自動販売機で販売されるようになった。

ブレーメン州ではこの市民運動団体は州から現在、年間二二〇万マルクの補助金を受けて活動している。数名の活動家はその専従となっている。

なお、法制面ではこの過程で注射器の販売、一般使用はまずブレーメン州法で合法化すべく法改正が行われ、続いて州代表で構成される連邦参院でブレーメン州が提案して連邦刑法法でもそれを犯罪類型から取り除く内容の法改正が行われた。この点ではブレーメン州は一貫して連邦レベルの動向のイニシアを取ったことになる。同時に連邦制の故に人口わずか六〇数万人のブレーメン州の政策が変わることによって、それが連邦参院を通じて連邦全体の政策に影響を及ぼし得ることが示された。

〈政党・州の対応〉 麻薬患者をどのように取り扱うかにつき、

保守系のキリスト教民主同盟（以下、キリ民同盟）と革新系の社民党の間には明白な違いがある。キリ民同盟は通常の市民を麻薬患者から防衛することに政策主眼を置き、患者を犯罪人扱いして普通の人から隔離する措置を取る。そのためには患者に厳しい取り締まりを行い、麻薬密売ルート摘発にも荒手の「治療」を施した。そのこともあって密売ルートはキリ民同盟州政権の多い南ドイツから北ドイツに移動したと伝えられる。

社民党は麻薬患者が健康を回復し社会復帰することを援助する政策を採る。それは患者を犯罪者扱いせず病人として扱う傾向となる。社民党が与党である州では取扱いで「麻薬患者」の定義も異なっており解されている。患者の健康回復のために州予算を投入している。しかし、投入予算の割には成果は少なく、麻薬常習から抜け出れる比率（更正率）は五十七％と聞く。そこで一部では社民党の麻薬政策を支持する市民の間からも成果の少なさに苛立ちが表明されることになる。

なお、緑の党は社民党以上に熱心に社民党の政策方向を進めている。

州の政策でみると、社民党に所属するハンブルク州知事は「麻薬全体の使用を合法化し、毒性の強い麻薬の売買のみを犯罪とする」ことを主張する。それは最も安上がりであるとされる。また一九九一年の州議会選挙によりキリ民同盟から社民党と緑の党の連立に州政権が移ったヘッセン州では九二年にマリファナなどの弱い麻薬を許可する方針を示した。その理由として、麻薬犯罪は抑圧された状況下での不本意な副産物であり、連邦政府が予定している麻薬犯罪に対する罰則強化という威嚇政策

は法治国家の回復し難い自虐であると主張する。さらに永年社民党が政権を担当するニーダーザクセン州では九二年に二年間の審議を経て諮問委員会の報告書が出された。答申は同様に弱い麻薬の所持・使用を解禁し、それを薬局で販売すること、しかし強い麻薬の生産は引き続き国家に独占させ医師の処方箋のもとに交付させること、今後の麻薬犯罪の取扱いでは行為者の責めが小さく保護法益が重要ではなく、かつ法益侵害の程度が軽微であれば処罰しないこと、を提言する。その理由として、罰則に依拠した麻薬政策は非人間的であり効果もないこと、弱い麻薬はニコチンやアルコールよりも健康への直接的悪影響が小さいこと、弱い麻薬を州政府の補助により低価格にすることによって麻薬購入資金調達のための犯罪は減少すること、これまで捜査当局が麻薬犯検挙のために課報勤務員、小型盗聴器、その他の盗聴器具を使用してきたことは法治国家原則に対する侵害であること、を挙げる。

＜取り組みの成果＞ プレーメン州では一九九一年にポラメドン服用者が二八〇名いる。これは全国トップである。ポラメドン服用者は次いでフランクフルトに多い。プレーメン州では麻薬による死亡者数は一九八八年二二六名、八九年二五三名、九〇年二七〇名、九一年二四〇名余りである。このように弱い麻薬を許可することによって麻薬による死亡者減少には成果を挙げている。その結果、キリ民同盟首班の州の麻薬政策にも影響を及ぼしつつあると聞く。

このようにドイツでは麻薬患者比率など日本とは異なる麻薬環境の中で新しい政策が模索されつつある。毒性が弱いにせよ

麻薬とその利用を可能にする注射器を市販することが麻薬利用を促進する役割を果たすことは否定し難いであろう。しかし、どこに政策力点をおくかの政策選択に当たっては、どこに最大の解決すべき問題点・課題があるかというその問題の状況に大きく規定されることも事実である。ドイツではすでに多数の麻薬死亡者がいるという状況のもとで、麻薬を全面禁止することは当面断念され、死亡者を減らすことに照準を合わせた政策が採用されつつあるという次第である。

なお、本稿の情報は私がブレイメン滞在中に知り合った市民運動家からの話と新聞記事に基づいている。